

荒尾市立小中学校等 I C T 支援員配置業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

S o c i e t y 5 . 0 の時代を生きる多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びの環境を実現するため、G I G A スクール構想に基づく I C T を中心とした魅力ある授業づくりを推進するとともに、教育 D X の加速化に取り組み、令和の日本型学校教育の構築を進める必要がある。

学校現場の I C T 活用を支援する I C T 支援員業務については、G I G A スクール構想及び教育 D X の加速化を推進するための重要な取組であり、当該業務の重要性に鑑み、専門的な知見を有する事業者へ委託して行うこととし、その事業者選定に当たっては、事業者の技術能力、意欲等を勘案し、より質の高い体制を確保するため、公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行うこととする。

2 業務の概要

(1) 業務名

荒尾市立小中学校等 I C T 支援員配置業務委託

(2) 業務内容

別紙「荒尾市立小中学校等 I C T 支援員配置業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 履行期間

令和 5 年 8 月 1 日から令和 1 0 年 7 月 3 1 日まで

(5) 提案上限金額

1 0 4 , 2 8 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、次の内訳が各期間の支払限度額である。

（内訳）

令和 5 年度 : 1 3 , 9 0 4 , 0 0 0 円以内

令和 6 年度～令和 1 0 年度計 : 9 0 , 3 7 6 , 0 0 0 円以内

※消費税及び地方消費税は、各年度とも 1 0 % で計算すること。

※提案内容にかかわらず、提案上限金額を超える提案は無効とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出期限の日現在において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

なお、荒尾市プロポーザル方式事業者選定実施要綱（平成 2 4 年告示第 1 2 8 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる参加資格要件である入札参加資格者名簿の登録の有無については、広く提案を求める必要があることから、要綱第 5 条第 2 項の規定により適用しないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4（同令第 1 6 7 条の 1 1 において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。

(2) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成 2 4 年告示第 3 6 号）第 3 条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。

- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (5) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的、かつ、健全な財務能力を有していること。
- (6) 令和2年度以後、公立小中学校のICT支援員業務の受託の実績を有していること。

4 事業者選定の流れ

(1) 評価委員会の設置

最優秀提案事業者の選定に当たり、「荒尾市立小中学校等ICT支援員配置業務受託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。

(2) 一次審査及び二次審査の実施

提案書の提出事業者が4者を超えた場合は、評価委員会において提案書の内容に基づき、一次審査（書類審査）を実施する。一次審査における上位4者について二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。

なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

(3) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の荒尾市の休日を定める条例（平成3年条例第13号）第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）には、受付等を行わない。

なお、このスケジュールは、参加事業者の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

番号	内容	期日
1	公告	令和5年5月23日（火曜）
2	提示資料に関する質疑の受付 （回答期日：令和5年6月2日（金曜）予定）	令和5年5月23日（火曜）から 令和5年5月30日（火曜）まで
3	参加表明書（要綱様式第1号）の受付	令和5年5月23日（火曜）から 令和5年6月6日（火曜）まで
4	参加資格の確認	令和5年6月8日（木曜）予定
5	提案書提出要請通知書（要綱様式第2号）の発送	令和5年6月8日（木曜）予定
6	提出意思確認書（要綱様式第4号）の提出期限	令和5年6月23日（金曜）まで
7	提案書（要綱様式第3号）等の提出期限	
8	一次審査（提案書に基づく書類審査）	令和5年6月下旬予定
9	二次審査（プレゼンテーション審査）	令和5年6月下旬～同年7月上旬 予定
10	採用（最優秀提案事業者）及び不採用の決定通知（要綱様式第7号及び様式第8号）並びに契約の締結	令和5年7月中旬～同年7月下旬 予定

5 参加表明手続

参加表明する者は、参加表明書（要綱様式第1号）とともに下記の添付書類を提出

し、審査を受けるものとする。

なお、参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(1) 参加表明書及び添付書類（以下「参加表明書類」という。）

ア 参加表明書（要綱様式第1号）

イ 会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可）

ウ 直近年度の決算資料

エ 業務実績一覧（任意様式）

令和2年度から令和4年度までの3年間の業務実績のうち、本業務と類似する業務を記載すること。また、業務実績一覧には、「発注機関名」、「業務名」、「契約金額（消費税含む）」及び「業務の概要」を記載すること。

オ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書を提出する日から3か月以内に交付を受けたもの）

カ 税に関して未納・滞納のないことを証する証明書（参加表明書を提出する日から3か月以内に交付を受けたもの）

- ・国税に関する証明書（様式その3の3・写し可）

※所管の税務署にて交付を受けてください。

- ・熊本県税に関する証明書（28号様式その6「熊本県税」・写し可）

※熊本県内に営業所（本支店を含む。）等が所在する事業者は提出してください。

※所管の県税事務所にて交付を受けください。

- ・荒尾市税に関する証明書（写し不可）

（ア）法人に関するもの

※荒尾市内に営業所（本支店を含む。）等が所在する事業者は提出してください。

（イ）代表者個人に関するもの

※法人代表者が荒尾市内に住所を有する場合は提出してください。

キ 誓約書及び役員名簿（暴力団排除条例関係）

- ・誓約書（別記様式第1号）

※誓約事業者欄の最下部「住所」には、代表者個人の住民票上の住所を記入してください。

- ・役員名簿（別記様式第2号）

※商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書における「役員に関する事項」欄に記載されている方（監査法人の場合を除き、監査役・会計監査人・会計参与等を含む。）を記入してください。

(2) 参加資格確認の基準日

参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(3) 参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部、副本3部を次のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の添付書類一式をつづり込み、表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

ア 受付期間：令和5年5月23日（火曜）から令和5年6月6日（火曜）までとする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、簡易書留で期限内に必着とする。

イ 受付場所：事務局（荒尾市教育委員会教育振興課）

6 質疑の回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間：令和5年5月23日（火曜）から令和5年5月30日（火曜）まで

イ 質疑の方法

本業務について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛てに質問書（別記様式第3号）にて送信すること。送信に当たっては、表題を「荒尾市立小中学校等ICT支援員配置業務委託についての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質疑受付期限に関しては事務局における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。ただし、質疑の受理について電話で確認することは差し支えない。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答予定期日：令和5年6月2日（金曜）

イ 回答方法

回答予定期日に質疑提出者に対して電子メールで返信するとともに、市ホームページに回答を掲載する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

7 参加資格の審査及び提案書提出要請の通知

(1) 提案書の提出要請

提出書類の内容を精査し、参加資格のある事業者に対し、令和5年6月8日（木曜）までに「提案書提出要請通知書（要綱様式第2号）」を発送する予定である。なお、同通知のない者は、提案書の提出はできない。

(2) 提出意思確認書の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思の有無にかかわらず、次のとおり持参又は郵送により「提出意思確認書（要綱様式第4号）」を提出すること。

ア 提出期限：令和5年6月23日（金曜）までとする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

イ 受付場所：事務局（荒尾市役所教育委員会教育振興課）

(3) 辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、提出意思確認書（要綱様式第4号）の提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

8 提案書等の提出

(1) 提案書の構成

提出意思確認書（要綱様式第4号）を提出した者は、表2の提案書（要綱様式第3号）及び添付書類を提出すること。なお、添付書類には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

表2 提案書及び添付書類一覧

提出書類	留意事項
1 提案書	要綱様式第3号
2 提案書の内容	1 会社概要

	企業コンセプト、業務内容、従業員数、営業年数、担当部門、荒尾市付近の事業所体制等 2 ICT支援員業務の基本方針・実績 (1) 本市のICT教育の現状及び本業務の目的を踏まえて、ICT支援員として必要な資質・能力等の事業者の考え方や基本方針について (2) 直近3年間の業務受託実績 国・地方公共団体・学校法人別、学校種別、配置人数等個別に示すこと。 (3) 具体的な支援方法・支援実績 3 配置予定者の経歴等 (1) 業務経験年数 (2) 業務に関連する保有資格（資格証の写しを添付） (3) 本業務に関連する業務実績 ※配置予定者が未定の場合は、下記「4 ICT支援員等の採用及び教育体制」にて今後の採用の考え方について記載すること。 (4) 配置予定者の役割分担、指揮命令体制、学校及び教育委員会との連携体制、バックアップ体制等について記載すること。 4 ICT支援員等の採用及び教育体制 (1) 採用方法、採用基準、採用に対する考え方等 (本業務に対応する職員を新規に採用する場合は、その採用スケジュールを併せて記載すること。) (2) 事業者の教育体制・研修内容 (3) 委託開始前の事前研修計画及び配置後の研修計画（スケジュール、内容等） 5 ICT支援の取組実績及び好事例（オンライン活用等を含む。） (1) 授業支援 (2) 校務支援 (3) 研修支援 (4) 障害対応支援 (5) その他 6 セキュリティ管理及び危機管理体制 (1) 業務で取り扱う情報、知り得た情報等のセキュリティ管理 (2) ICT支援員が病気等により、業務が履行できない場合の代替措置及び緊急災害時の対応
--	---

	7 独自の企画提案 (1) 児童生徒、学校、教育委員会等向けの I C T活用を高める企画提案等 (2) 仕様書の内容以外で実施可能な独自の事業等 (3) G I G Aスクールタブレット（i P a d）の授業以外での校務における活用提案
--	--

(2) 提案書の提出

提案書の提出は、次のとおりとする。

- ア 提出期限：令和5年6月23日（金曜）
- イ 受付場所：事務局（荒尾市役所教育委員会教育振興課）
- ウ 提出書類：提案書（要綱様式第3号）を1部提出するとともに、表2の添付書類を、正本1部、副本8部提出すること。
- エ 提出方法：持参又は郵送。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、事務局まで、期限内に必着とする。

(3) 見積書の提出

見積書の提出は、次のとおりとする。

- ア 提出期限：令和5年6月23日（金曜）
- イ 受付場所：事務局（荒尾市教育委員会教育振興課）
- ウ 提出書類：事業費総額を明記した見積書（任意様式、消費税含む。）を1部作成し、次の事項を記載した長形3号の封筒に密封して提出すること。
 - ・業務名称
 - ・提出者の所在地・名称・代表者名・代表者印
 - ・見積書が封入されている旨（「見積書在中」等）
- エ 提出方法：持参又は郵送。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、事務局まで期限内に必着とする。

9 一次審査（提案書に基づく書類審査）

提案書の提出者数が4者を超える場合には、評価委員会により、参加表明書類及び提案書等の内容に基づく一次審査を実施する。なお、4者以下の場合には、二次審査において表3に関する項目を併せて評価する。

(1) 審査予定次期

令和5年6月下旬

(2) 評価方法

評価委員会には提案者名を開示せず、表3の基準に基づき評価する。
なお、評価点は少数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

表3 一次審査の評価項目及び評価基準

評価項目	評価の基準	配点
会社概要	企業コンセプト、業務内容、従業員数、営業年数、担当部門、荒尾市付近の事業所体制等	10
業務の方針・実績	1 本市の I C T教育の現状及び本業務の目的を踏まえて、I C T支援員として	10

	必要な資質・能力等の事業者の考え方及び基本方針 2 直近３年間の業務受託実績 3 具体的な支援方法・支援実績	
配置予定者の経歴等	1 業務経験年数 2 業務に関連する保有資格 3 本業務に関連する業務実績 4 役割分担、指揮命令体制、学校及び教育委員会との連携体制、バックアップ体制等	10
合計		30

10 二次審査（プレゼンテーション審査）

提案書の内容等について明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。日時等は以下のとおりとする。

(1) 日時

日時は、令和５年６月下旬から同年７月上旬までを予定する。正式な日時及び場所は改めて通知する。

(2) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は４人までとし、統括責任者及び主に担当する予定の者は、必ず参加しなければならない。

(3) プレゼンテーションに要する時間

おおむね４０分（説明２０分、質疑応答２０分）程度とする。ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4) プレゼンテーションに要する機材

本市にてプロジェクタ及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

(5) 評価方法

評価委員には提案者名を開示せず、表４の評価基準に基づき、提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価する。なお、評価点は、少数点第２位以下を切り捨て、第１位まで算出する。

表４ 二次審査の評価項目及び評価基準

評価項目		評価の基準・観点	配点
専門技術力	ICT支援員等の採用及び教育体制	1 採用方法、採用基準、採用に対する考え方等 2 事業者の教育体制・研修内容 3 委託開始前の事前研修計画及び配置後の研修計画（スケジュール、内容等）	15
	ICT支援の取組実績及び好事例（オンライン活用等含む。）	1 授業支援 2 校務支援 3 研修支援 4 障害対応支援 5 その他	20

	セキュリティ管理及び危機管理体制	1 業務で取り扱う情報、知り得た情報等のセキュリティ管理 2 ICT支援員が病気等により、業務が履行できない場合の代替措置及び緊急災害時の対応	15
	独自の企画提案	1 児童生徒、学校、教育委員会等向けのICT活用を高める企画提案等 2 仕様書の内容以外で実施可能な独自の事業等 3 GIGAスクールタブレット(iPad)の授業以外での校務における活用提案	20
	合計		70

1.1 最優秀提案事業者の選定等

(1) 最優秀提案事業者選定方法

審査は、参加資格の確認及び提案内容の審査により実施する。荒尾市プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）は、次の算定方式によって提案価格及び評価委員会の技術提案評価（一次審査及び二次審査の合計点：100点満点）を基に審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。

なお、提案者の評価点数（小数点第2位以下切捨て）が同点となった場合は、技術提案評価が高い提案者を上位とし、技術提案評価も同点の場合は、専門技術力の評価が高い提案者を上位とする。

また、最優秀提案事業者の候補者特定における最低基準は技術提案合計点の6割とし、6割以上の事業者がいなかった場合は、候補者の特定を行わないものとする。

【評価点数算定式】

$$\text{評価点数} = \frac{\text{技術提案合計点} \times 80}{100} + \frac{\text{最も低い見積額} \times 20}{\text{参加者の見積額}}$$

市長は、審査会及び評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。

(2) 最優秀提案事業者決定後の手続

ア 決定した最優秀提案事業者との間において契約交渉を行う。

イ 契約交渉に際して、契約内容等詳細について協議を行う。

ウ 契約締結における契約内容は、提案書等（プレゼンテーションにおける説明内容等を含む。）に基づくものとする。

エ 最優秀提案事業者との契約交渉の結果、契約締結に至らなかったときは、次点の者を最優秀提案事業者とし、この者との間において契約交渉を行う。この場合においては、上記イ及びウを準用して、契約交渉を行う。

(3) 審査結果等の通知及び公表

市は、審査結果を参加者全員に速やかに通知するとともに、最優秀提案事業者を市ホームページで公表する。契約金額及び審査の概要については、契約締結後に公表するものとし、最優秀提案事業者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。なお、電話による問合せには一切応じない。

1 2 その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 提示資料の取扱い

市から提示する資料等について、提案書作成に係る検討以外の目的での使用は厳禁とする。

(4) 参加表明書及び提案書等の提出書類の取扱い

本実施要領に基づき提出された提出書類は、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となる。

(5) 虚偽の取扱い

参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 著作権

参加事業者が提出した提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、市がプロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、市に提出した提案書等の返却は行わない。

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

部署名 荒尾市教育委員会 教育振興課

住所 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地

電話番号 0968-63-1647

ファックス 0968-62-1218

電子メール kseisaku@city.arao.lg.jp